

特定口座に係る上場株式等保管委託約款

(約款の趣旨)

- 第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために TORANOTEC 投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）に開設される特定口座における上場株式等の保管の委託について、同条第3項第2号に規定される要件、並びに当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 お客様と当社の間における、各サービス、取引の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令及びこの約款に定めがある場合を除き、「約款・規程集」等の定めるところによるものとします。

(特定口座開設届出書等の提出)

- 第2条 お客様が特定口座の設定を申込むにあたっては、あらかじめ、当社に対し、法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座開設届出書を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法によりご提供いただくものとします。
- 2 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、当社に対し、法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供しなければなりません。
- また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡につきましては、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。
- 3 お客様が当社に対して法第37条の11の6第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法によりご提供しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。

(特定保管勘定における保管の委託)

- 第3条 特定口座に係る上場株式等の保管の委託は、特定保管勘定（法第37条の11の3第3項第2号に規定されている当該特定口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

(所得金額等の計算)

- 第4条 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に関する所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、及び関係政省令に基づき行われます。

(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)

- 第5条 当社は、お客様の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみ（法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除く。）を受入れます。
- ①特定口座開設届出書の提供後に、当社との取引により買付けをした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等

- ②お客様が相続（限定承認にかかるものを除く。以下同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除く。以下同じ。）により取得した、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社に開設していた特定口座に引き続き保管の委託がされている上場株式等
- ③特定口座内上場株式等につき、株式の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れが行われるもの
- ④特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併(合併法人の株式のみの交付がされるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式及び当該法人の株主等に対する利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされるものを含む。）に限る。）により取得する当該合併法人の株式で、特定口座への受入れが行われるもの
- ⑤前各号に掲げるもののほか法施行令に基づいて定める上場株式等のうち当社が取扱うもの

(譲渡の方法)

第6条 特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社との取引による売付けの方法により行います。

(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

第7条 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の法施行令第25条の10の2第12項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(相続又は遺贈による特定口座への受入れ)

第8条 当社は、第5条②に規定する上場株式等の移管による受入れは、法施行令第25条の10の2第15項第3号又は第4号及び法施行令第25条の10の2第16項から第18項までに定めるところにより行います。

(年間取引報告書等の交付)

第9条 当社は、法第37条の11の3第7項及び第8項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法によりお客様に交付いたします。

(地方税に関する事項)

第10条 当社は、お客様から第2条第2項の特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合には、地方税法の定めに従って、特別徴収を行います。

(届出事項の変更)

第11条 お客様は、次の各号に該当したときは、当社に対し、特定口座異動届出書を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供するものとします。

①氏名又は住所を変更したとき

②特定口座に設定されている特定保管勘定を廃止するとき（特定口座廃止届出書（法施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ）を提出する場合を除きます。）

2 お客様が前項第1号の変更を届ける際には、お客様は、当社に対し、お客様の氏名、住所及び生年月

日が記載された書類を併せて提供するものとします。

(契約の解約)

第 12 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解約されます。

- ①お客様が当社に対して特定口座廃止届出書（法施行令第 25 条の 10 の 7 に規定されるものをいいます。）を提出したとき
- ②特定口座開設者死亡届出書（法施行令第 25 条の 10 の 8 に規定されるものをいいます。）の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- ③お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、法、関連法令及び政省令で定められた特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ④お客様が暴力団員(暴力団員でなくなってから 5 年を経過しない者を含む。)、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合
- ⑤お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑥この特定口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合
- ⑦お客様が取引口座を解約したとき
- ⑧お客様が本約款第 14 条に定めるこの約款の変更に同意されないとき
- ⑨やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

(合意管轄)

第 13 条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(約款の変更)

第 14 条 この約款は、法令等の変更、監督官庁の指示その他当社の業務上の必要が生じたときは、民法 548 条の 4 の規程に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに本ソフトウェア上のお知らせ画面、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上